

令和5年度補正  
【クリーンエネルギー導入促進補助金 2次募集】  
(高効率エネルギー設備)

補助金交付申請の手引き

この手引きは、令和5年度補正クリーンエネルギー導入促進補助事業 2次募集に係る補助金交付申請等の手続きについてご案内するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

●申請受付期間

令和5年10月2日(月)～10月31日(火) ※17時必着

※予算の範囲を超え、申請多数の場合は、抽選により交付を決定しますのでご了承ください。

(先着順ではありません。) 交付決定は11月上旬予定です。

●お問い合わせ先

佐渡市役所企画部 総合政策課 地域エネルギー係

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地 (佐渡市役所本庁舎)

電話 0259-63-3802 FAX 0259-63-5126

E-mail [u-energy@city.sado.niigata.jp](mailto:u-energy@city.sado.niigata.jp)

令和5年10月  
佐渡市役所 総合政策課

## 1 補助要件等

### (1) 補助対象者

補助対象者	本市に住民登録があり、補助対象設備を自らが居住する市内の住宅に設置する個人（住民登録地と同一であるものに限り、店舗付住宅を含む。）
その他要件	次の①～④のすべてに該当する方が対象となります。 ① 補助事業を適正かつ確実に実施できること ② 市税等を滞納していないこと ③ 「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金」等の国補助金及び1次募集分の「佐渡市クリーンエネルギー導入促進補助金」の交付を受けていない者（本補助金の交付決定後も受けない者） ④ 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条第1号又は第2号に該当しない者

### (2) 補助対象設備

補助対象設備	・潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ） ・ヒートポンプ給湯器（エコキュート） ・ハイブリッド給湯器（ECO ONE） ・高効率石油給湯器（エコフィール） ・家庭用燃料電池（エネファーム） ・太陽熱温水器
補助対象要件	令和5年4月1日から令和6年2月末日までに、補助対象設備の設置及び支払いを完了する事業。なお、交付決定前の令和5年4月1日以降に設置・支払いが完了した事業も対象となります。

※対象となる設備は新品（未使用品）に限ります。

### (3) 補助対象経費・補助金額

補助対象経費	補助対象設備（本体機器及び配管部材）の購入費用 ※工事費、消費税を除く。
補助率	補助対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て）
補助上限	20万円

## 2 補助金の交付申請

### (1) 申請受付期間

令和5年10月2日（月）～10月31日（火） ※17時必着

## (2) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出してください。

### ●全申請者共通提出書類

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
クリーンエネルギー導入促進補助金(2次募集)交付申請書(様式第1号)	
クリーンエネルギー導入促進補助金(2次募集)補助金計算書(別紙1(当初))	
申請者の住民票の写し	
佐渡市提出用の納税証明書の写し(申請日から1カ月以内のもの)	
補助対象設備であることが確認でき、形式や能力等が確認できる書類※カタログの写し等	
補助金の振り込みを希望する通帳の写し(金融機関・支店名、口座番号、名義のページ)	
誓約書(別紙4)	

### ●申請日において既に補助対象事業が完了している者の提出書類

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
補助対象経費が確認できる請求書の写し	
補助対象経費の支払いが確認できる領収書等の写し※レシート等対象経費が確認できないものは不可。	
設置位置図及び設置状況が確認できる写真(余白に工事着工日、設置完了日を記載すること。)	

### ●申請日において補助対象事業が完了していない者の提出書類

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
補助対象経費が確認できる見積書又は請求書の写し	
設置予定位置図及び写真(余白に撮影日を記載すること。撮影日は申請日から10日以内。) ただし、設置中及び設置済みの場合は、設置位置図及び設置状況が確認できる写真(余白に工事着工日、設置済みの場合は設置完了日を記載すること。)	

※申請書等記載内容や提出書類に不備がある場合は受理できません。

※上記以外にも確認用として、その他の書類の提出を求める場合があります。

## (3) 提出先

佐渡市役所企画部 総合政策課 地域エネルギー係(佐渡市役所本庁舎)

### 3 補助事業の実施(※申請日において補助対象事業が完了していない者)

・補助金交付決定後に、補助事業の内容の変更(ただし、補助金交付決定額の20%以内の減額変更や軽微なものを除く。)、中止又は廃止しようとする時は、事前に申請し、市の承認を受けなければなりません。なお、補助金額の増額変更はできません。

・遅くとも令和6年2月29日までに実績報告をしなければならないため、それまでに補助事業(経費の支払

い含む)を完了してください。それ以降のものは補助対象となりませんので、ご注意ください。

## 4 実績報告書の提出

### (1) 報告期間

申請者	報告期間
申請日において既に補助対象事業が完了している者	交付決定の日から 20 日以内又は2月末日のいずれか早い日まで
申請日において補助対象事業が完了していない者	補助事業の完了の日から 20 日以内又は2月末日のいずれか早い日まで

### (2) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出してください。

#### ●全申請者共通提出書類

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
クリーンエネルギー導入促進補助金(2次募集)実績報告書(様式第7号)	
クリーンエネルギー導入促進補助金(2次募集)補助金計算書(別紙3(実績))	

#### ●申請日において既に補助対象事業が完了している者の提出書類

上記の全申請者共通提出書類のみを提出してください。他提出物はありません。

#### ●申請日において補助対象事業が完了していない者の提出書類

提出書類名	<input checked="" type="checkbox"/>
補助対象経費が確認できる請求書の写し(申請時に提出している場合は不要。)	
補助対象経費の支払いが確認できる領収書等の写し※レシート等対象経費が確認できないものは不可。	
設置位置図及び設置状況が確認できる写真(余白に工事着工日、設置完了日を記載すること。) (申請時に設置済みで提出している場合は不要。)	

※上記以外にも確認用として、その他の書類の提出を求める場合があります。

### (3) 提出先

佐渡市役所企画部 総合政策課 地域エネルギー係(佐渡市役所本庁舎)

## 5 補助金の交付

- ・実績報告内容を審査した後に補助金交付額を確定し、申請者に交付額確定通知書を通知します。
- ・交付額確定通知後、申請者から補助金交付請求書(様式第9号)を提出いただき、指定された金融機関口座に補助金を振り込みます。

## 6 注意事項

補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、取り消した部分の補助金について返還を命ずることがあります。

## 7 お問い合わせ先

佐渡市役所企画部 総合政策課 地域エネルギー係

〒952-1292 佐渡市千種 232 番地（佐渡市役所本庁舎）

電話 0259-63-3802 FAX 0259-63-5126 E-mail [u-energy@city.sado.niigata.jp](mailto:u-energy@city.sado.niigata.jp)